

2021 年 11 月号トピックス

BOI からの通常恩典に加えて追加恩典として、さらに 5 年間 50%法人所得税減税を付与する措置

タイ投資委員会事務所(BOI)より、投資委員会通達 No.5/2564 に基づいて、【 仏暦 2564(2021) 年 3 月 19 日付けの投資促進措置】。 奨励を受けた事業は、法人所得税の免税期間が終了した日から 5 年間、法人所得税を 50%減税される。その条件と詳細は以下の通りである。

1. グループ A1、A2 及び A3 に該当する事業であること。
2. 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典が付与されたプロジェクトであること。
3. 奨励証書発行日より 12 カ月以内に 10 億バーツ以上の投資(土地代および運転資金を除く)を実施すること。
4. プロジェクトは、追加の恩典を申請するために、投資奨励証明書の発行日から 18 ヶ月以内に、実際の投資の証拠を提出しなければならない。
5. 会社は、本施策に基づく追加恩典の申請書を提出する日において、法人税免除期間および法人税免除金額枠があること。
6. 2021 年の最終営業日までに奨励申請書を申請することができる。
7. 投資奨励受入期限および奨励証書発行するための証拠提出期限の延長は認められない。
8. 機械輸入期限および操業開始期限の延長は BOI の考慮による。